今後の公社営林の管理について

森林の多面的機能の発揮の及び県民負担の軽減を観点とし、これまで造成され公社営林を今後も引き続き適正に管理する必要がある

分収林方式による 森林の造成

森林整備公社が、分収造林契約に基 づき事業実施することで森林の多面 的機能等を高度に発揮

- 人工造林地の拡大
- ・森林資源の保続培養
- 森林の多目的機能の維持増進





○社会情勢の変化

財政健全化法の施行

地方公共団体の将来負担額の軽減

●減損会計の導入

ビ

ジ

ネ

ス

Ŧ

デ

ル

0

破

綻

●修正財務諸表評価方式による森林評価の算定 (林業の特殊性を考慮した会計基準の策定)

新公益法人制度の施行

新公益法人制度の移行認定基準(主なもの)

- ○財務状況が健全
- ○技術的能力を有する
- ○特別の利益を与える行為を行わない
- ○収支相償
- ○公益目的事業比率が50%以上
- ○遊休財産額が制限を超えない

社

森情

林勢

管の

理変

の化

必に要対

性応

時代に対応した 森林管理

★目的

- ・森林の多面的機能の継続発揮(公益性)
- ・県民負担に配慮した森林管理(経済性) (地方公共団体の財政健全化)

★手法

- ・今後の公社営林の管理体制・手法の検討
- ・公社の新公益法人への移行
- ・民間活力の導入

公益性・経済性両面からの検討 (例) 資産査定による事業地のさび分け等

採算林 (経済林) 不採算林 (環境林)

新しい会計基準国の支援策の動向を注視

公社の抜本的改革

多面的機能の継続発揮のための県の支援・関与と民間活力の導入等

森林の多面的機能の継続的な発揮